

政策目的随意契約事務取扱要綱

平成23年3月29日22東し総第1609号
追認 平成23年4月1日23東し総第4号
改正 平成23年11月18日23東し総第1093号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）財務規程第41条3項に基づき、政策目的随意契約の事務取扱について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「令」という。）第167条の2第1項第3号の定めによる政策目的随意契約（以下、「契約」という。）を対象とする。

(事前の公表)

第3条 契約を締結しようとするときは、原則として契約の締結を予定する日の10日前までに、次の各号に掲げる事項を、別記様式第1号を用いて公表する。ただし、当該契約の履行が可能な者が一である場合は、この公表を省略することができるものとする。

- (1) 契約内容（契約件名、数量及び内容等、履行場所及び履行期限）
- (2) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) 申込みの方法として、申込期間及び申込先
- (4) 見積書の提出方法として、提出期間及び提出先
- (5) 契約に係る事業を所管する部署名
- (6) 契約を所管する部署名

2 前項の公表は、当該契約の履行が可能な者に広く周知するため、財団ホームページ（<http://www.shigotozaidan.or.jp>）への提示など、公平かつ適切な手段を用いて行うものとする。

(申込方法)

第4条 前条による公表をした結果、その契約の履行が可能な者が申込みをする場合、その方法は、別記様式第2号にある政策目的随意契約希望票の提出をもって行うものとする。

2 契約希望票には、次の各号に掲げる事項の記載を要すものとする。

- (1) 希望する契約件名
- (2) 申込者の所在地、法人名、代表者名及び連絡先
- (3) その他必要事項

(契約者の決定方法)

第5条 契約の相手先は、前条による申込者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうち、財団が予定する価格の範囲内で最も低廉な価格を提示した者とする。

(1) 令第167条の2第1項第3号に規定する施設等であること。

(2) 当該施設等の所在地が東京都内であること。

2 前項の定めにおいて、価格を提示する方法は、見積書の提出により行う。

(事後の公表)

第6条 契約を締結したときは、原則として当該契約をした日から30日以内に、別記様式第3号を用いてその状況を公表する。

2 前項の公表は、第3条第2項にある手段を用いて行うものとし、公表から1年の間、一般の閲覧に供する。

附 則

この要綱は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記をもって、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱を、公益財団法人東京しごと財団の要綱として再度決定（追認）する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

政策目的随意契約の実施（事前公表）

公益財団法人東京しごと財団財務規程第41条第 1 項第 9 号に規定する「地方自治法施行令（昭和22年 5 月 3 日政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 3 号の定めによる政策目的随意契約」を行うため、同規程第41条第 3 項の規定による政策目的随意契約事務取扱要綱第 3 条に基づき、下記のとおり当該契約に関する事項を公表いたします。

年 月 日

公益財団法人東京しごと財団
理事長

記

1 契約内容

- (1) 件 名
- (2) 数量及び内容等
- (3) 履行場所
- (4) 履行期限

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

次の条件を全て満たす者から見積書を徴し、財団が予定する価格の範囲内で最も低廉な価格を提示した者を契約の相手方とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 3 号に規定する施設等であること。
- (2) 当該施設等の所在地が東京都内であること。

3 申込方法

- (1) 契約希望票提出期間
- (2) 希望票提出先

4 見積書の提出

- (1) 見積書提出期間
- (2) 見積書提出先

5 契約に係る事業を所管する部署名

6 契約を所管する部署名

政策目的随意契約希望票

1 希望する契約件名

年 月 日

(申込者) 所在地

法人名

代表者名

印

(連絡先) 担当者名

電話番号

メールアドレス

公益財団法人東京しごと財団
理事長 殿

政策目的随意契約の締結状況（事後公表）

公益財団法人東京しごと財団財務規程第41条第1項第9号に規定する「地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第3号の定めによる政策目的随意契約」の締結状況について、同規程第41条第3項の規定による政策目的随意契約事務取扱要綱第6条に基づき、下記のとおり公表いたします。

年 月 日

公益財団法人東京しごと財団
理事長

記

- 1 契約件名

- 2 契約の相手先を決定した日

- 3 契約の相手先の名称及び所在地

- 4 契約に係る契約金額

- 5 契約の根拠規定
公益財団法人東京しごと財団財務規程第41条第3項

- 6 契約に係る事業を所管する部署名

- 7 契約を所管する部署名